

平成30年度第1回杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会について

本年11月13日に開催した「平成30年度第1回杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」の概要について、以下のとおり報告します。

1 当日の議題

- (1) 平成30年度の杉並区国民健康保険事業の状況について
- (2) 平成30年第2回区議会定例会に提出された「議員提出議案第2号杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例」について

2 「議員提出議案第2号杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例」に関する主な質疑

	質問の要旨	質問に対する回答要旨
1	この議案は、国保加入世帯で18歳未満の子どもが3人以上いる場合、上から3番目以降の子どもの保険料均等割を免除するという内容か。また、国民健康保険制度の中で実施することを提案しているのか。	議案の内容については、委員指摘のように提出者から説明を受けている。また、議案は国保条例の改正であり、国保制度の中で実施するものと受け止めている。
2	対象となる人数や費用についての議会の質疑があるが、間違いはないか確認する。また、財源についてのやりとりもあったようだが、その内容を説明してほしい。	対象人数等は、本年6月の保険料額通知の賦課データから抽出し、提出者に区が提供したものであり、その時点での正しい数値である。また、議会の質疑で示された提出者の考えとして、免除分の財源は、他の被保険者の保険料には影響させず、一般会計からの繰入金で対応する旨の説明があったものである。
3	提出者が考えている一般会計からの繰入は、資料の中(国の分類基準)ではどのように分類されるのか。	国の分類基準では、資料中の法定外繰入金のうち、保険者の判断による「保険料の負担緩和を図るため」(削減・解消すべき赤字)に分類されるものである。
4	国保の保険者として、赤字となる一般会計からの繰入金を削減する立場にありながら、他方で、新たな保険料の免除のために、赤字財源を増やすというのは矛盾しているように感じるがどうか。	赤字を減らし国保財政の健全化を図ることが国保制度改革の目的であり、国保の保険者としては、新たな赤字財源を自ら増やすことは、避けるべきことと考えている。

	質問の要旨	質問に対する回答要旨
5	現在行われている保険料均等割額の減額賦課は、低所得者の負担軽減を目的にした取組という理解でいいか。また、この措置については、国保の制度上、どのように位置付けられているか。	保険料均等割額の減額賦課は、低所得者世帯の負担軽減を図るものである。減額分については、国・都の負担金も合わせた一般会計繰入金で財源であり、国の「保険者基盤安定制度」に基づくもので、法定内繰入りに位置付けられている。
6	国や都の動きについて質疑があったようだが、もう少し詳しく説明してほしい。また、その後、何か変化はあったのか、伺う。	6月から8月にかけて全国市長会や特別区長会を通じて、国・都に対し、多子世帯への支援として「子どもに係る均等割保険料の軽減措置」を要望した。 9月19日開催の都の国保運協では、こうした軽減措置の議論は特になかったようであり、都は全国知事会を通じ、国に対して同様の要望を行っていることから、国の制度として確立すべきと考えているようである。また、国の動きも特段見られない状況にある。
7	先行実施した他自治体の状況を参考資料としてもらったが、これらの自治体は、どのような財源を充てて実施しているのか、区は把握しているか。	都内3市のうち昭島市・東大和市は、一般会計からの繰入金で対応すると回答を得ている。清瀬市については確認が取れていないが、一般会計繰入金での対応と思われる。
8	23区の状況についても気になるが、区のほうで情報を掴んでいるか。	23区の担当課長会で情報交換を行った中では、当区以外の6区で、議員提出の議案が出されたと聞いている。そのうち4区の議会では議案は否決され、残りの2区の議会では閉会中審査とのことである。